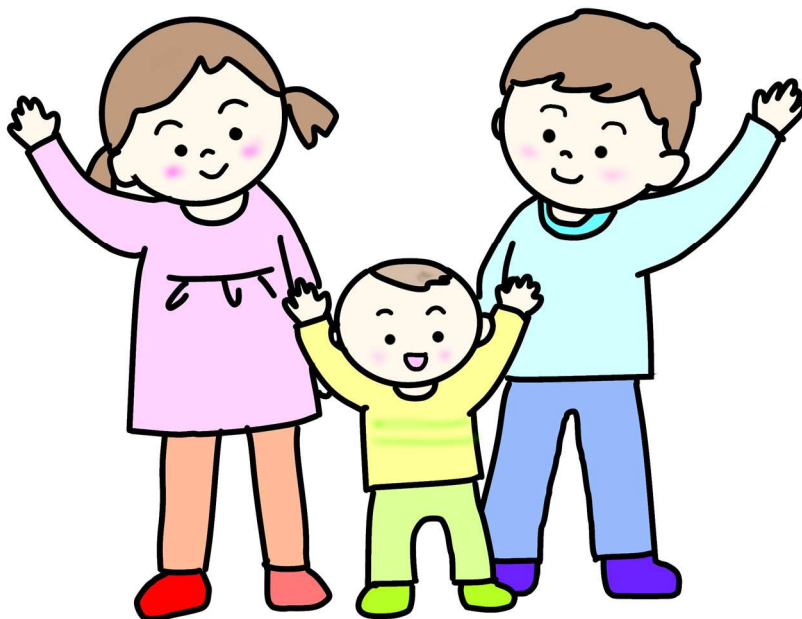


令和5年度
保育所・認定こども園・地域型保育事業
入所のご案内



- 必ずこのご案内をご確認のうえ、手続きをしてください。
- このご案内は大切に保管してください。
- 申込書類は、黒ボールペンで記入してください。
消えるボールペンでは記入しないでください。
- 修正テープや修正ペンでの訂正は無効です。
訂正するときは、二重線を引いて訂正してください。

三原市役所 保健福祉部 児童保育課
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
電話 (0848) 67-6042 (直通)

目次

- 1 保育所・こども園・地域型保育事業について P.3
- 2 保育所等の制度 P.3～
 - 1. 保育の必要性の認定について P.3
 - 2. 保育必要量について P.3
 - 3. 保育を必要とする理由と入所できる期間 P.4
 - (1) 保育所・こども園保育利用(2・3号認定) P.4
 - (2) こども園教育利用(1号認定) P.4
- 3 入所の手続きについて P.5～
 - 1. 申込みから入所までのながれ P.5
 - (1) 保育認定(2・3号認定) P.5
 - (2) 教育認定(1号認定) P.5
 - 2. 入所受入可能人数について P.6
 - 3. 入所希望保育所の事前見学及び
希望保育施設名記入について P.6
 - 4. 申込み P.7～
 - (1) 令和5年4月入所の申込み P.7
 - (2) 令和5年5月以降入所の申込み P.7
 - (3) 要件別の注意点 P.8
 - ① 就労要件の申込みについて P.8
 - ② 育休復帰予定の方 P.8
 - ③ 求職活動の方 P.8
 - ④ 転入・転出予定の方 P.9
 - (4) 広域入所について P.9
 - (5) 配慮の必要なお子さんの保育について P.9
 - (6) 必要書類 P.10・11
 - (7) 入所審査について P.12
 - (8) 支給認定証の交付・入所調整結果の送付 P.12
- 4 入所決定後・入所後の手続きについて P.12～
 - 1. 入所辞退 P.12
 - 2. 要件の変更 P.12
 - 3. 退所 P.13
 - 4. 転所 P.13
 - 5. 長期欠席 P.13

- 5 料金について P.13～
 - 1. 保育料 P.13
 - (1) 算定方法 P.13
 - (2) 令和4年度保育料徴収基準額表【参考】 P.14
 - (3) 多子軽減 P.15
 - (4) 利用料金の納付につて P.15
 - (5) 延長保育料について P.16
 - 2. 給食費（主食費・副食費） P.16
- 6 その他 P.17
 - 1. 給食・健康について P.17
 - (1) 給食内容 P.17
 - (2) アレルギーの対応について P.17
 - (3) 健康 P.17
 - 2. その他 P.17
- 7 施設一覧 P.18・19
- 8 申請書記入例 P.20
 - 1. こども園教育利用（1号認定）用 P.20・21
 - 2. 保育所・こども園保育利用（2・3号認定）用 P.22・23
- 9 よくある質問 P.24・25

保育所・認定こども園・地域型保育事業は、保護者にかわって小さなお子さんを保育する施設です。

安全に集団保育を行うため、入所申込みで様々な確認を行っています。そのため、保護者のみなさまには書類の作成や準備などお手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。



1 保育所・こども園・地域型保育事業について

三原市にはつぎの種類の保育施設があります。

施設の種類		対象	概要
保育所		0歳～就学前	保護者の就業などのために、家庭で保育ができない場合、保護者に代わって保育します。
認定こども園		保育部分：0歳～就学前 教育部分：3歳～就学前	幼稚園と保育所の両機能を併せもち、どちらの基準も備えた施設です。
地域型保育事業	小規模保育	0～2歳 ※3歳に達する年度末まで利用できます。翌年度からは、連携している施設等へ通うこともできます。	保育所と比べて小規模な保育施設です。
	事業所内保育		事業所の中に設置された、保育施設です。事業所の従業員枠と地域の方向けの地域枠があります。

2 保育所等の制度



1. 保育の必要性の認定について

保育所・こども園・地域型保育事業を利用するためには、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

保護者の申請に基づいて、市が「支給認定証」を交付します。

認定区分	年齢と保育の必要性	主な利用先
教育認定 (1号認定)	満3歳以上で、教育を希望される場合 ※公立幼稚園を希望する場合の認定は教育振興課です。	認定こども園
保育認定 (2号認定)	満3歳以上で、保育を希望される場合 「保育を必要とする理由」に該当	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業（3歳に達する年度末まで）
保育認定 (3号認定)	満3歳未満で、保育を希望される場合 「保育を必要とする理由」に該当	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業

2. 保育必要量について

【2・3号認定】

保育を必要とする理由		保育必要量（利用可能時間）
「就労」	1か月あたり120時間以上	保育標準時間（最大11時間/日）
	1か月あたり48時間以上120時間未満	保育短時間（最大8時間/日）
「妊娠・出産」「介護・看護」「災害復旧」「就学」		保育標準時間（最大11時間/日）
「疾病・障害」「求職活動」「育児休業」		保育短時間（最大8時間/日）

※各施設の設定する利用可能時間外の延長保育は、有料です。

※仕事が決まった等、入所後に認定要件が変更になった場合、「保育必要量変更届出書」と必要書類の提出があれば、申請月の翌月1日から保育必要量を変更出来る場合があります。

【1号認定】

教育認定の利用可能時間は施設一覧でご確認ください。

3. 保育を必要とする理由と入所できる期間

(1) 保育所・こども園保育利用（2・3号認定）

児童と保護者が市内に住んでおり、児童の保護者が次の「保育所に入所できる基準」のいずれかに該当し、児童を保育することができないと認められる場合です。「集団生活を経験させたい」などの理由では入所できません。

また、同居の祖父母（65歳未満）が児童を保育することができる場合は、優先順位が低くなります。

※入所基準により入所できる期間と保育時間が異なります。

保育所・認定こども園に入所できる基準と期間

保育を必要とする理由		入所できる期間
①就労	1か月において48時間以上労働することを常態としていること。	就労を確認できる期間
②妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと。	出産予定日の月及び前後1か月 ※終了後他の要件への変更する場合は、新規の申込みが必要です。
③疾病・障害	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体の障害を有していること。	理由がなくなるまで
④介護・看護	同居の親族を常時介護または看護していること。	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に保護者があたっていること。	災害復旧が終了するまで
⑥求職活動	保護者が求職活動中であること。	3か月以内
⑦就学	保護者が就学（学校教育法・職業能力開発促進法に該当する学校）することを常態としていること。社会通信教育不可。	保護者が卒業する月末まで
⑧虐待・DV	虐待やDVの可能性があること。	
⑨育児休業	育児休業取得中に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	下の子が1歳の誕生日を迎える月の月末まで
⑩その他	市長が認める各①～⑨に類する状態にあること。	

(2) こども園教育利用（1号認定）

三原市内に住所があり、次の期間に生まれた児童

学年	対象児童の生年月日
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日

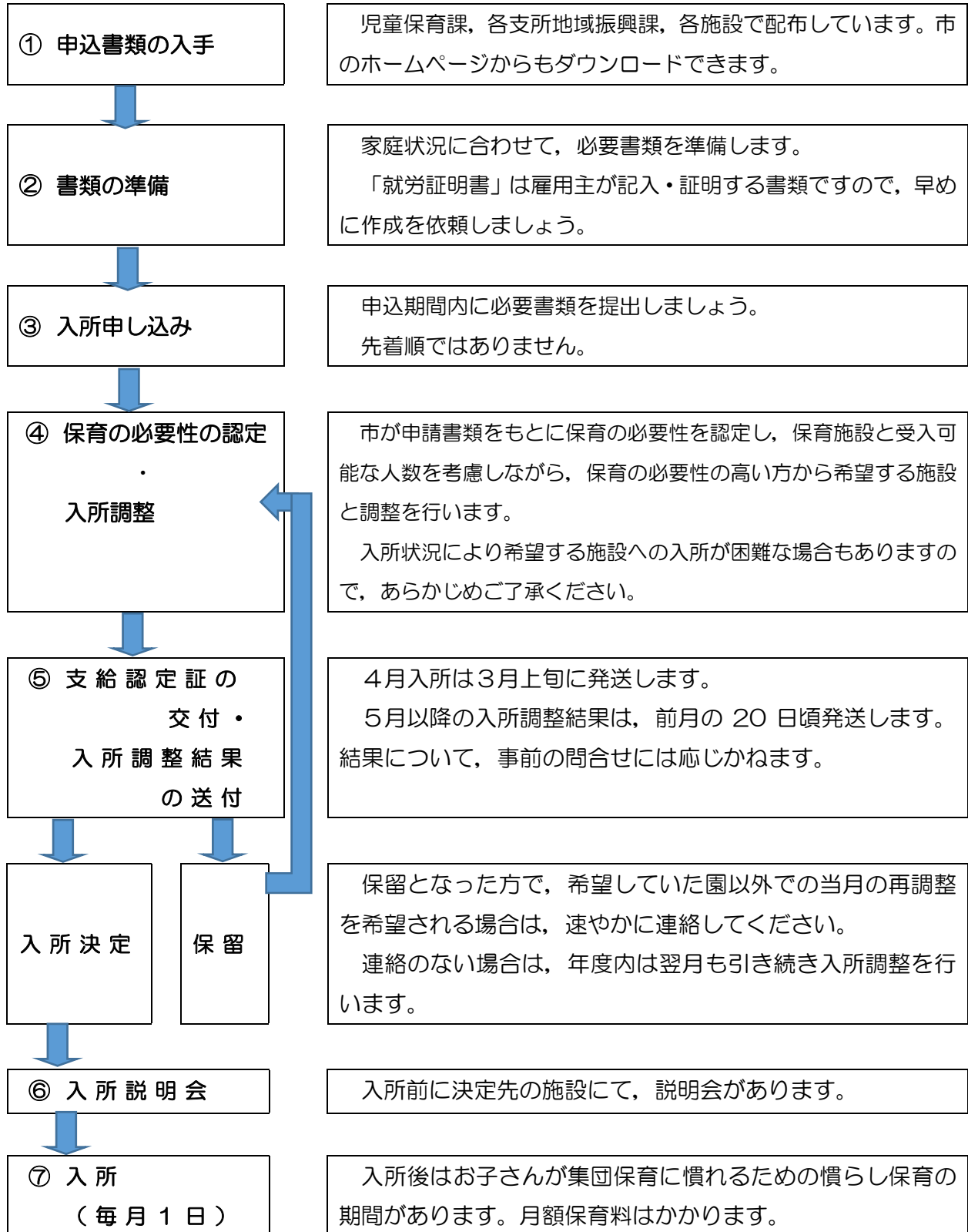
※募集定員を超えたときは、抽選を行う場合があります。



③ 入所の手続きについて

1. 申し込みから入所までのながれ

(1) 保育認定（2・3号認定）



(2) 教育認定（1号認定）

申し込みや入園までのながれは、こども園によって違います。
各こども園にご確認ください。



2. 入所受入可能人数について

5月以降の年度途中入所を希望する場合の、各施設の2・3号認定の受け入れ可能人数は、三原市ホームページでご確認いただくか、児童保育課までお問い合わせください。

空き状況はあくまでも公表時点での目安であり、保育士配置や退所等により空き状況が変動することがあります。空きがある場合でも入所を保証するものではありません。

空きがないと表記されていても、審査時に変更となる場合がありますので、入所を希望する施設は申込書類にすべて記載してください。

空きがあると表記されていても、審査時に空きが無くなるまたは減少する場合があります。

こども園の1号認定の受け入れ可能人数は、各こども園にお問い合わせください。

3. 入所希望保育施設の事前見学及び希望保育施設名記入について

お子さんと一緒に見学をしましょう。

お子さんを長時間安心して預けるため、申請の前に利用を希望する施設を見学し、保育内容や送り迎えが可能か等を確認してください。見学をする際は、各施設へ直接お問い合わせください。

見学することで、施設設備などの保育環境、先生や子どもたちの様子、施設の保育方針や保育料以外の諸費用など、直接確認できます。

気になることも直接質問することができるため、事前に見学することをお勧めします。

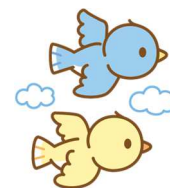
- 希望の保育施設名の記入は、入所決定したら入所する意思のある施設を記入してください。
- 「第一希望だけ書いた方が入所しやすい」「第一希望から第三希望に、すべて同じ施設を書けば熱意が伝わり入所しやすい」ということはありません。
- 入所調整は、市が希望されている施設と行います。

入所決定後に「ほかの保育所がよかった」「保留通知がほしかった」などの理由で、取り下げる方がいます。他の入所希望者や各施設に迷惑をかけることとなりますので、正当な理由がなく取り下げる場合は、次回の入所審査では優先順位が低くなります。



4. 申込み

入所申込みは、必要書類がすべてそろっていない場合や、申込期間を過ぎた場合、受付ができません。締め切り日など十分にご確認ください。



(1) 令和5年4月入所の申込み

①受付期間

令和4年12月1日（木）から令和4年12月23日（金）までの開庁日
8:30~17:15

※二次審査：上記期間を過ぎ受け付けたものは、二次審査の対象となります。

受付期間は令和5年1月31日（火）までです。

二次審査は、求職活動要件は対象外です。

②申請書類の配布場所

児童保育課、各支所地域振興課、各施設

③ 申込方法

申請書類の提出先

- ・保育所・こども園保育利用（2・3号認定）の場合…児童保育課または各支所地域振興課
- ・こども園教育利用（1号認定）の場合…各こども園

(2) 令和5年5月以降入所の申込み

①受付期間

入所希望月	申込期間	入所希望月	申込期間
令和5年5月	3月10日~4月7日	10月	8月10日~9月8日
6月	4月10日~5月9日	11月	9月11日~10月6日
7月	5月10日~6月9日	12月	10月10日~11月9日
8月	6月12日~7月7日	令和6年1月	11月10日~12月8日
9月	7月10日~8月9日	令和6年2~3月	12月1日~12月22日

【3月入所の二次審査】

受付期間は12月25日~1月31日です。求職活動要件は対象外です。

【令和6年度】

令和6年4月入所の申込みは、令和5年12月上旬~中旬を予定しています。

※令和6年1~3月の入所を希望し、4月から引き続き入所を希望する方は、令和5年度分とあわせて令和6年度申込書両方の提出が必要です。

② 申請書類の配布場所

児童保育課、各支所地域振興課、各施設

③ 申込方法

申請書類の提出先

- ・保育所・こども園保育利用（2・3号認定）の場合…児童保育課または各支所地域振興課
- ・こども園教育利用（1号認定）の場合…各こども園

(3) 要件別の注意点

① 就労要件の申込みについて

月に48時間を超えない・ボランティア活動・趣味の範囲程度の販売等は要件に入りません。
証明内容・申し立て内容に虚偽があった場合は、入所決定を取り消し、入所している児童は退所となります。

就労の確認のため、給与明細等の確認も行います。また、就労により得た所得は必ず税務署等に申告してください。申告のない場合は就労とみなすことができません。

② 育休復帰予定の方

育休中はご家庭で保育できるため、入所申込みは育休からの復職が前提となります。

- ・ 育休復帰月の前月の入所から申し込むことが出来ます。(復帰前月は保育短時間認定)
- ・ 復職後2週間以内に「就労証明書」を提出してください。

《すでに上のお子さんが入所されている場合の、上のお子さんの保育期間等について》

出産後、育休期間が確定した「就労証明書」を提出してください。

① 育児休業を取得され1年以内に復職する場合

育休対象児童が1歳になる月の月末までは、在籍している施設に継続入所(保育短時間認定)可能です。

育休対象児童が施設に入所できず、やむをえず復職できなかった場合、4・5歳児クラスに限り入所を希望する児童が他にいない場合は継続して入所できます。

② 育児休業を1年を超えて取得する場合

すでに入所している上のお子さんが4・5歳児クラスに限り、入所を希望する児童が他にいない場合は継続して入所できます。

※育児休業中は、転所はできません。

〈「入所できなかった証明」を求められる場合〉

～保育所入所ができず、やむを得ず育児休業を延長する場合で、育児休業給付金の受給申請のため「入所できなかった証明」を求められる場合～

育休復帰のため入所申込みをされた方で入所できなかった場合には、保留通知を送付します。ただし、入所が決定した場合には入所していただくこととなります。入所を希望しない場合は、早めに申込みを取り下げてください。

育児休業給付金の制度については、雇用先の人事担当者かハローワークにお問い合わせください。

③ 求職活動の方

現在無職で、これから就労を希望する方も申し込みができます。

ただし、待機中に就労が決定しても定員により入所できない場合があります。そのことを踏まえて就職活動を行ってください。

求職活動要件で入所した場合は、入所期間が終了する月の15日までに「就労証明書」を提出してください。理由なく提出がない場合は退所となります。



④転入・転出予定の方

〈転入予定の方〉

三原市の転入先住所が決まっており、入所の可否にかかわらず入所希望月の前月末日までに転入予定の方は、申込みを受け付けます（郵送可）。「転入に関する誓約書」とあわせて提出してください。

入所月の1日には三原市に住所が必要になるため、入所希望月の前月末日までに転入手続きが完了しない場合は、入所が決定していても取り消しとなります。

〈転出予定の方〉

三原市では転出先の保育所入所申込を受け付けていません。

転出先の市区町村に早めにご相談ください。

(4) 広域入所について

① 三原市以外の施設への入所を希望する方



入所の締め切りは各市区町村で違います。

入所希望施設のある市区町村に問い合わせのうえ、三原市児童保育課に早めにご相談ください。

〈広域入所申込みの要件〉

- ・保護者の勤務先が入所希望施設の市区町村にあり、三原市内の施設では勤務に間に合わない
- ・入所希望施設の市区町村に里帰り出産予定

〈申込みと入所調整〉

- ① 申請者（保護者）が、三原市児童保育課に保育の必要性の認定申請と入所申込みを行います。
- ② 三原市が入所希望施設のある市区町村に入所調整を依頼します。
入所調整は、入所希望施設のある市区町村が行います。
- ③ 入所調整の結果連絡は、三原市から申請者にお伝えします。

※ 現在入所中の方で、市外の施設へ入所するために一旦退所し、再入所を希望する場合は、新規の入所希望者として手続きをしていただいた上で、審査を行うこととなります。

② 三原市以外に住民票のある方で三原市の施設への入所を希望する方

- ① 住民票のある市区町村に相談・お申込みください。
- ② 住民票のある市区町村からの入所依頼を受け、三原市が入所調整を行います。
市内に住所のある方が優先となりますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 入所調整の結果連絡は、住民票のある市区町村から申請者にお伝えします。

(5) 配慮の必要なお子さん、医療的ケアの必要なお子さんの保育について

加配職員や看護職など新たな人員配置や施設整備が必要な場合、関係機関との調整を含めて、入所まで時間を要します。

申し込みの前に、まず児童保育課の窓口にてご相談ください。

(6) 必要書類

つぎの書類を準備してください。

必要書類がすべてそろっていない場合や、申込期間を過ぎた場合、受付ができません。締め切り日など十分にご確認ください。

必要なもの			<input checked="" type="checkbox"/>	
全員提出が必要	支給認定申請書兼申込書（水色）			
	児童の発育・発達状況調査票			
	三原市料金等口座振替依頼書（3枚複写） ※公立・私立保育所，公立こども園を希望される場合のみ なお，ゆうちょ銀行をご指定の場合は直接郵便局窓口へご提出ください。			
持参が必要	個人番号確認書類	マイナンバーカード（顔写真つき）		
	右のいずれか	個人番号通知カードおよび運転免許証（顔写真つき）など		
	申請に来る保護者1人分	個人番号記載の住民票および運転免許証（顔写真つき）など		
	申込児童の母子健康手帳（児童の発育・発達状況調査に記入漏れがあった際に確認します）			
該当する書類の提出が必要	保育を必要とする理由を証明する書類 父母および同居の65歳未満の祖父母の書類が必要です。世帯分離していても同居している場合は必要です。 父母以外の書類の提出がなくても申し込みはできますが，入所調整において優先順位が低くなります。			
	就労	会社員の方	1. 就労証明書	
		自営業の方	1. 就労証明書	
		農業の方	2. 営業所得のわかるもの※1 など	
		内職の方		
		就労予定（内定有）	1. 就労証明書 ※2	
	求職活動		1. 申立書（求職活動要件） 2. ハローワーク受付票のコピー など	
	妊娠・出産		1. 申立書（出産・病気・就学） 2. 母子健康手帳のコピー（母親の名前の書かれた表紙・出産予定日記載ページ）	
	疾病・障害		1. 申立書（出産・病気・就学） 2. 診断書（原本），各種手帳のコピーなど	
	介護・看護		1. 介護（看護）状況申告書 2. 介護が必要と確認できる書類	
就学		1. 申立書（出産・病気・就学） 2. 在学証明書または在籍証明書等のコピー 3. 在学期間・カリキュラムのわかるもの		

※1 営業実績が確認できない場合は，求職活動中として入所調整を行います。

※2 採用予定の場合は，就職後，再度提出が必要となります。



状況によって必要な書類		
父母が離婚前提で別居中	離婚調停中であることがわかる書類 (裁判所からの呼び出し状等) 離婚協議中であることがわかる書類 (弁護士等による証明) など ※3	
家族に身体障害者手帳等をお持ちの方がいる	各種手帳のコピー	
同一世帯に未就学で支給認定を受けていない施設 (P15参照) に通う兄弟がいる	保育料の多子軽減申請書	
父母が海外勤務	課税証明書など	
市県民税未申告		
転入予定の方	転入に関する誓約書	

※3 提出のない場合は、入所調整においてひとり親世帯の取扱いとはなりません。

入所申込み後に提出が必要な書類		
変更内容		必要書類等
入所要件に該当しなくなったとき 入所の意思がなくなったとき 市外に転出したとき		入所申込み取り下げ書※
退職	保育の必要性がなくなったとき	入所申込み取り下げ書※
	求職活動を行うとき	1.申立書 (求職活動要件) ※ 2.ハローワーク登録証明書のコピーなど
育児休業から復職しなくなったとき 就労内定が取消しとなったとき 勤務時間が減ったとき		変更の状況に応じた書類※ (児童保育課に状況をご連絡ください)
母が母子健康手帳の交付を受けたとき		1.申立書 (出産・病気・就学) ※ 2.母子健康手帳のコピー
就労が内定したとき		就労証明書
就労を開始したとき		就労証明書
就労先・勤務内容が変わったとき		就労証明書
市外からの転入手続きをしたとき		児童保育課までご連絡ください。
世帯構成が変わったとき (結婚・離婚・出産・住所など)		
希望先を変えたいとき (申込期限内のみ)		

※書類提出前に、児童保育課 (0848-67-6042) までご連絡ください。

連絡や書類の提出がないまま、現状と違う要件で入所が決定した場合、入所取り消しとなる場合があります。

- 各種証明書について、不明な点等ある場合、発行元に問い合わせることがありますのでご了承ください。
- 虚偽の記載や改ざんがあった場合、入所決定は取り消しとなります。
- 保育料等に滞納があり納付計画を履行していない場合、入所調整において優先順位が低くなります。

〔7〕入所審査について

- ・ 入所指数の高い方から順に、希望の施設への入所を調整します。
- ・ 同居の65歳未満の祖父母が保育できる場合は、入所の優先順位が低くなります。保育が出来ない場合は、祖父母分の証明書類を提出してください。（同居のおじ・おばは不要です。）
- ・ 書類が不足している場合や記入漏れなどある場合は、正しく審査できません。提出前に確認をお願いします。
- ・ 保育料等の滞納がある場合は、入所審査において優先順位が低くなります。未納のある方で納付が困難な場合は、早めに児童保育課に納付相談をしてください。約束した納付計画を履行していない場合は、優先順位が低くなります。
- ・ 審査の順番は、①申込み期間までの新規入所申込み、②2次審査期間での申込み（4月入所の場合のみ）、③転所希望、④市外からの広域入所希望となります。

〔8〕支給認定証の交付・入所調整の結果の送付

【支給認定証】

保育の必要性を認定し「支給認定証」を交付します。入所調整の結果と合わせて送付しますので、交付後は大切に保管してください。

【入所調整の結果】

入所施設が決定した場合は「利用施設決定通知書」、決定しなかった場合は「施設利用保留通知書」を送付します。

入所希望月前月の20日頃発送します。

4 入所決定後・入所後の手続きについて

入所決定施設で、入所前に説明会が行われます。

説明会の日時などについては、入所決定施設からの指示にしたがってください。

入所までに物品の購入や健康診断、各施設への提出書類などの準備を行います。

1. 入所辞退

入所が決定したあと、入所を辞退する場合は、すみやかに辞退届を提出してください。正当な理由がなく取り下げる場合は、次回の入所審査では優先順位が低くなります。

2. 要件の変更

つぎの変更がある場合は、早急に在籍している各施設と児童保育課へ連絡が必要です。

- ① 住所・家族構成の変更（婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等）
- ② 入所要件（勤務先の変更・就労状況の変更・妊娠による産休育休予定・退職など）



3. 退所

施設をやめる場合は、退所される日までに「退所申出書」を各施設または児童保育課に提出してください。

退所をされた後で、「退所申出書」の提出があった場合、登所していなくても、保育料が発生します。

市外に転出する場合は、必ず「退所申出書」を提出してください。

4. 転所

- ・転所希望月の入所申込み受付期間内（P.7参照）に、「転所申出書」を提出してください。
- ・転所希望の入所調整は、新規で入所を希望する人の調整が終わったあとに受入枠に空きがあった場合にのみ行われます。
- ・保護者が育休中の転所はできません。
- ・転所できるまでは、現在の施設へ在籍することとなります。
- ・転所決定のあとの辞退は、入所調整の関係上、受付できません。

5. 長期欠席

自己都合による1か月を超える長期欠席は、家庭で保育ができるものとし、保育の実施を解除（退所）します。

5 料金について

1. 保育料

3歳児クラス以上及び市町村民税非課税世帯の保育料は無償です。

0～2歳児クラスの保育料については、P.14を参照してください。



(1) 算定方法

保護者（父・母。ひとり親の場合は、いずれか一人）の市町村民税の所得割課税額の合計額で算定します。

同居者（実際に住居を共にしている者）に保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者）がいる場合はその税額を含める場合があります。（例として、母子（父子）家庭で、母（父）の収入が年間100万円未満の場合、同居の祖父又は祖母（収入の多い方）を家計の主宰者として算定に加え、税額を含める場合などが考えられます。）

4～8月分の利用料金は前年度の所得割課税額、9～3月分の保育料は当該年度の所得割課税額を基に決定します。そのため、年度途中で保育料が変更される場合があります。

市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の控除は適用されません。これらの控除がなかった場合の所得割課税額となります。

保育料等に滞納があり納付計画を履行していない場合、入所調整において優先順位が低くなります。

(2) 令和4年度保育料徴収基準額表【参考】

◆2・3号認定子ども《保育所・こども園保育認定児童》

階層区分		【0～2歳児クラス】	
		保育標準時間 保育料	保育短時間 保育料
A	生活保護世帯	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1	均等割のみ課税世帯（所得割なし）	13,000円	12,700円
D1	所得割課税額 48,600円未満	16,000円	15,700円
D2	所得割課税額 58,200円未満	18,800円	18,400円
D3	所得割課税額 67,800円未満	21,600円	21,200円
D4	所得割課税額 77,400円未満	24,400円	23,900円
D5	所得割課税額 87,200円未満	27,200円	26,700円
D6	所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,400円
D7	所得割課税額 115,000円未満	33,600円	33,000円
D8	所得割課税額 133,000円未満	37,200円	36,500円
D9	所得割課税額 151,000円未満	40,800円	40,100円
D10	所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,700円
D11	所得割課税額 213,000円未満	49,400円	48,500円
D12	所得割課税額 248,000円未満	53,700円	52,700円
D13	所得割課税額 284,000円未満	58,000円	57,000円
D14	所得割課税額 320,000円未満	58,600円	57,600円
D15	所得割課税額 370,000円未満	59,200円	58,100円
D16	所得割課税額 370,000円以上	61,000円	59,900円

◆児童の属する世帯が次に掲げる場合には、下記の表のようになります。

世帯状況	階層区分		【0～2歳児クラス】	
			保育標準時間 保育料	保育短時間 保育料
① 児童扶養手当受給世帯の母子及び父子世帯 ② 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けたものを有する世帯 ③ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けたものを有する世帯 ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものを有する世帯 ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯	B	市町村民税 非課税世帯	0円	0円
	C	均等割のみ課税世帯 （所得割なし）	6,000円	5,850円
	D01	所得割課税額 48,600円未満	8,000円	7,850円
	D02	所得割課税額 58,200円未満	9,000円	9,000円
	D03	所得割課税額 67,800円未満	9,000円	9,000円
	D04	所得割課税額 77,100円以下	9,000円	9,000円

(3) 多子軽減

- ① A階層を除く各階層の世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育施設等※に入所または入園している場合において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。(10円未満の端数は切り捨て)

ただし、B1階層については、2人目も無料となります。



- ② 世帯の所得割額による多子軽減の適用

世帯の状況	市町村民税 所得割課税額	対象となる子どもの数え方
ひとり親世帯 または 障害のある人がいる世帯	77,100円以下	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。 2人目以降は無料となります。
上記以外の世帯	57,700円以下	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。 2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※「保育施設等」とは、保育所(園)、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、児童発達支援、児童心理治療施設、特別支援学校幼稚部などをいいます。

「保育料の多子軽減申請書」の提出が必要な施設
私立幼稚園、大学附属幼稚園、児童発達支援、児童心理治療施設、特別支援学校幼稚部

(4) 利用料金の納付について

利用する施設により、保育料・副食費の納付先はつぎのとおりです。

施設	保育料	副食費
公立保育所、公立認定こども園	三原市へ納付	三原市へ納付
私立保育所	三原市へ納付	各施設へ納付
私立認定こども園	各施設へ納付	各施設へ納付
地域型保育事業	各施設へ納付	

- ② 三原市への納付

三原市では、保育料等の口座振替による納付を実施しています。あらたに入所された方については、口座振替による納付を原則としています。

保育料等の納期限は月末(12月は25日。いずれの場合も、納期限が休日の場合は翌営業日)です。各月の保育料等はその月の納期限の日に指定口座から振替納付となります。残高不足などにより振替納付ができなかった場合は、後日督促状を送付しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

保育料は施設を運営していくための費用の一部です。必ず納期限までに納めてください。保育料を滞納すると延滞金がかかります。また、地方税の滞納処分の例による差押などの処分を受けることがあります。

- ③ 施設への納付

納付方法については、入所決定後、各施設から説明があります。

(5) 延長保育料について

延長保育を利用する場合、別途料金となります。

2. 給食費（主食費・副食費）

幼児教育・保育の無償化の対象となる3歳児クラス以上の児童は、給食費をご負担いただきます。

◆ 1号認定子ども《こども園教育認定児童》

階層区分		第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	主食費のみ		主食費のみ
2	市町村民税非課税世帯			
3	所得割課税額77,100円以下			
4	所得割課税額211,200円以下	主食費 + 副食費		主食費のみ
5	所得割課税額211,201円以上			

◆ 2号認定子ども《保育所・こども園保育認定児童》

階層区分		【3～5歳児クラス】		
		第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯	主食費のみ		主食費のみ
B1	市町村民税非課税世帯			
C1	均等割のみ課税世帯（所得割なし）			
D1	所得割課税額48,600円未満	主食費 + 副食費		
D2	所得割課税額57,700円未満			
D2-1	所得割課税額58,200円未満			
D3	所得割課税額67,800円未満			
D4	所得割課税額77,400円未満			
D5	所得割課税額87,200円未満			
D6	所得割課税額97,000円未満			
D7	所得割課税額115,000円未満			
D8	所得割課税額133,000円未満			
D9	所得割課税額151,000円未満			
D10	所得割課税額169,000円未満			
D11	所得割課税額213,000円未満			
D12	所得割課税額248,000円未満			
D13	所得割課税額284,000円未満			
D14	所得割課税額320,000円未満			
D15	所得割課税額370,000円未満			
D16	所得割課税額370,000円以上			

【副食費免除の対象について】

◆ 1号認定子ども

階層区分	対象となる子どもの数え方
1～3	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。
4・5	対象児童より年上で、保護者と同一生計の小学校3年生までの子どもを上の子として数えます。

◆ 2号認定子ども

階層区分	対象となる子どもの数え方
A～D2	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。
D2-1～D16	対象児童より年上で、保護者と同一生計の保育施設等に入所している未就学児の子どもを、上の子として数えます。



6 その他

1. 給食・健康について

(1) 給食内容

3歳未満児は主食（ご飯など）・副食（おかず）の両方を施設が提供する完全給食です。

3歳以上児は副食のみの提供となります。主食の用意については各施設でお問い合わせください。

(2) アレルギーの対応について

施設でのアレルギー対応が必要な場合は、主治医による指示に基づいて行いますので、必要書類を提出してください。（書類は各施設にあります。）



(3) 健康

- ・ 急病やけがの場合は、保育途中にお迎えをお願いします。
- ・ 感染症にかかった場合は、他の子どもへの感染を防止するために、休んでいただきます。
- ・ 予防接種の接種忘れや治療の必要な病気がないか確認し、入所前の時間に余裕があるときに接種・治療しておきましょう。

主治医に相談し、子どもに負担のないように行いましょう。

2. その他

【送迎】

- ・ 各施設への送り迎えは、保護者をお願いしています。施設では、送り迎えは行っていません。

【クラス編成】

- ・ 各施設では、子どもをクラスで分けて保育します。また、入園状況によっては、年度途中でも、クラスの変更を行うことがあります

【警報などによる休園】

- ・ 気象条件による警戒レベル3が、保育中に施設所在地域に発令された場合、安全を確保しながらお迎えをお願いします。また、登園前に発令された場合の対応について、施設に確認しておきましょう。
- ・ 感染症の拡大状況により、休園することもあります。その際の保育について事前に家族・職場と話し合っておきましょう。

7 施設一覧

※定員は施設の規模です。入所できる人数ではありません。

認可保育所（園）

	施設名	所在地		定員 (人)	保育時間	延長保育 の有無	対象年齢				
		電話番号									
公立	1	円一保育所	円一町二丁目7番3号	180	7:30~18:00	無	6か月以上				
			0848-62-1565								
	2	糸崎保育所	糸崎三丁目5番1号	40							
			0848-62-4397								
	3	幸崎保育所	幸崎能地三丁目14番1号	45							
			0848-69-0109								
	4	中之町保育所	中之町一丁目4番12号	65							
			0848-64-0838								
	5	高坂保育所	高坂町真良2153番地	30							
0848-66-3760											
6	長谷保育所	長谷一丁目5番21号	60								
		0848-66-2347									
7	宗郷保育所	宗郷四丁目8番19号	70								
		0848-64-4660									
8	本郷保育所	本郷南五丁目8番1号	100	7:00~18:00	19:00まで						
		0848-86-3302									
9	本郷ひまわり保育所	下北方一丁目8番1号	120								
		0848-86-5512									
私立	10	聖心保育園	東町三丁目13番6号				100	7:00~18:00	19:00まで	4か月以上	
			0848-63-6200								
	11	あさかぜ保育園	沼田東町片島249番地3				80			19:30まで	9週以上
			0848-60-9188								
12	さんさんみなと保育園	港町一丁目6番6号 (3カビル2階)	50				19:30まで	4か月以上			
		0848-63-3839									
開園 予定	にじいろドレミ園 ※令和5年度中開園予定	皆実一丁目1854番地16	60	7:30~18:30	19:30まで	生後60日以上					
		0848-36-6466									

地域型保育事業

	施設名	所在地		定員 (人)	保育時間	延長保育 の有無	対象年齢		
		電話番号							
小規模 保育	1	なかよし保育園	明神三丁目5番1号	12	7:00~18:00	19:00まで	3か月~満3歳未満		
			0848-38-2263						
	2	子どもサロン 駅前ドレミ園	城町一丁目1番11号	19			7:30~18:30	19:30まで	生後60日~満3歳未満
			0848-36-5166						
3	さんさんぼーと保育園	城町一丁目3番2号	19	7:00~18:00	19:30まで	4か月~満3歳未満			
		0848-38-9810							
4	子どもサロンドレミ園 ※にじいろドレミ園に令和5年度 中移行予定	皆実一丁目21番15号	19			7:30~18:00	19:00まで	生後60日~満3歳未満	
		0848-36-6466							
事業所 内保育	4	りんくう保育園	本郷町善入寺字用倉山 10064番190	地域枠6	7:00~18:00			無	生後57日~満3歳未満
			0848-86-9020						
5	りじん保育園	皆実四丁目6番27号	地域枠10	7:00~18:00		20:00まで	生後57日~満3歳未満		
		0848-36-5624							

認定こども園

施設名	所在地		定員 (人)		保育時間	延長保育 ・預かり	対象年齢
	電話番号						
公立	1 久井認定こども園	久井町坂井原3024番地	保育	90	7:30~18:00	19:00まで	6か月以上
		0847-32-6888	教育	50	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
	2 大和認定こども園	大和町下徳良697番地2	保育	135	7:30~18:00	19:00まで	6か月以上
		0847-35-1160	教育	50	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
私立	3 認定けいこうこども園	本町三丁目26番1号	保育	80	7:00~18:00	19:30まで	3か月以上
		0848-64-6711	教育	15	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
	4 認定あやめが丘こども園	沼田西町惣定66番地308	保育	80	7:00~18:00	19:00まで	3か月以上
		0848-66-5455	教育	10	8:30~14:30	18:00まで	3歳以上
	5 愛育認定こども園	本郷南三丁目4番7号	保育	90	7:00~18:00	19:00まで	3か月以上
		0848-60-6939	教育	20	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
	6 紅梅認定こども園	西野五丁目2番8号	保育	150	7:00~18:00	19:00まで	8週以上
		0848-62-7039	教育	15	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
	7 さくらこども園	宮浦六丁目21番12号	保育	100	7:00~18:00	19:00まで	9週以上
		0848-63-2477	教育	15	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
	8 あんず認定こども園	幸崎能地七丁目28番18号	保育	40	7:00~18:00	19:30まで	生後57日以上
0848-69-1641		教育	5	8:30~14:00	17:00まで	3歳以上	
9 愛光園	館町二丁目2番12号	保育	75	7:00~18:00	19:00まで	4か月以上	
	0848-62-5624	教育	10	8:30~13:00	18:00まで	3歳以上	
10 さんさんまりんこども園	港町三丁目6番29号 (サンライスマリン瀬戸1・2階)	保育	80	7:00~18:00	19:30まで	4か月以上	
	0848-81-0133	教育	10	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上	
11 認定こども園 月見幼稚園	西町二丁目7番9号	保育	95	8:00~19:00	7:30~8:00 朝延長のみ	6か月以上	
	0848-62-2501	教育	135	9:00~13:30	19:00まで	満3歳以上	

※内容が変更になる場合があります。



8 申請書記入例

1. こども園教育利用（1号認定）用

認定こども園1号認定用

※保育所や認定こども園(保育部分)や幼稚園を利用する場合は、別の様式をご利用下さい。

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書(1号認定) 兼
特定教育・保育施設、特定地域型保育事業入所申込書

令和 4 年 12 月 10 日

三原市長(福祉事務所長) 様

施設長 様

保護者氏名 **三原 太郎**

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る支給認定を申請します。

なお、三原市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、その情報及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等の利用施設(事業者)に対して提示することに同意して署名します。

申請児童 (申請に係る 小学校就学前 子ども)	ふりがな 氏名	みはら いちろう 三原 一郎	保護者 との 続柄	子	生年 月日	平成 30 年 5 月 15 日	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3							
	障害者 手帳等 の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳(1級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳() <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給資格有 <input type="checkbox"/> その他()						
保護者 住所・連絡先	住所	三原市三原一丁目1番1号 <input type="checkbox"/> 転入予定(令和 年 月 日)							
	連絡先	(0848) - (12) - (3456)	携帯(父)	(090) - (1234) - (4567)		携帯(母)	(090) - (4567) - (8901)		
住民登録について *入所する年を基準とします	前年1月1日時点	<input checked="" type="checkbox"/> 三原市 <input type="checkbox"/> その他()市区町村		本年1月1日時点	<input checked="" type="checkbox"/> 三原市 <input type="checkbox"/> その他()市区町村				

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 5 年 4 月 1 日から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで
支給認定番号 <small>(既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。)</small>	申請中	認定日 平成・令和 年 月 日
利用を希望する施設名	<input checked="" type="radio"/> ★こども園	希望理由 自宅から近いため *事業所番号

*印の欄は市記載欄ですので、記入する必要はありません。

②世帯の状況(祖父母を除く)

ふりがな 氏名	児童 との 続柄	同居・ 別居	生年月日	性別	職業又は学校名等	前年度分 (当年度分)市 町村民税課税 の有無
みはら 太郎 三原 太郎 (123456781234)	父	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	大・昭 平・令 60 年 9 月 5 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
みはら はなこ 三原 花子 (123456712345)	母	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	大・昭 平・令 元 年 7 月 25 日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	パート	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
みはら じろう 三原 二郎 (123451234512)	兄	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	大・昭 平・令 26 年 11 月 2 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	一丁目小学校	有 <input checked="" type="radio"/> 無
みはら ごろう 三原 吾郎 (123456123456)	叔父	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	大・昭 平・令 62 年 9 月 23 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	自営業	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
		同 別	大・昭 平・令 年 月 日	男・女		有・無
		同 別	大・昭 平・令 年 月 日	男・女		有・無
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし・ <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)				

(裏面へつづく)

③祖父母の状況

		氏名	児童との続柄	同居別居	住所	年齢	勤め先又は現在の状況
祖父母の状況	父方	みはら さぶろう 三原 三郎	祖父	同別	三原市三原一丁目1番1号	70	達磨商会
		みはら つきこ 三原 月子	祖母	同別	同上	68	神明病院入院中
	母方	さつき しろう 五月 史郎	祖父	同別	三原市多古一丁目1番1号	67	神明工業
		さつき ほしこ 五月 星子	祖母	同別	同上	64	多古商事

④保育の利用を必要とする理由等

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外の特別な事由()	
ひとり親家庭の場合	<input type="checkbox"/> 離婚または死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 別居(離婚を前提)	
児童扶養手当受給状況	<input type="checkbox"/> 受給中(申請中を含む) <input type="checkbox"/> 停止中 <input type="checkbox"/> 申請していない	
送迎について	【送】 <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	【迎】 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input checked="" type="checkbox"/> その他(祖父)
	<input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 車 <input checked="" type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()

⑤児童の状況

現在の保育状況	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育している (父 <input checked="" type="checkbox"/> 母) 続柄 () <input type="checkbox"/> 保護者が職場へ連れて行っている (父 母) 続柄 (週 日) <input type="checkbox"/> 保護者以外が保育している (保育している人) 続柄 (場所) <input type="checkbox"/> 一時預かりを利用している (施設名) () <input type="checkbox"/> 幼稚園・認可外保育施設等を利用している (施設名) (利用開始月 平成・令和 年 月)	
健康状態	アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 牛乳 <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> その他()) 医師の診断 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 食物以外のアレルギー <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
	医療・発育・発達	受診・相談している病院等がある <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (病名・症状) ()
	特別な配慮や支援の必要具体的な内容	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → <input checked="" type="checkbox"/> 加配職員 <input type="checkbox"/> 医療的ケア
宗教上、食べられない物 (対応できない施設もあります。)		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()

【加配職員】

加配職員は、支援の必要なお子さんのために、通常の職員配置に加えた職員を配置することです。
園との入所調整にあたり、具体的な支援の内容についてお伺いすることがあります。

【医療的ケア】

日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為のうちの一部です。(吸痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射等)
看護師や研修を受けた保育士の配置や体制整備等必要となるため、受け入れが難しい場合があります。
園との入所調整にあたり、具体的な支援の内容についてお伺いすることがあります。また、集団保育が可能であるための条件等、主治医からの意見書等を提出いただく場合があります。

2. 保育所・こども園保育利用（2・3号認定）用

2号・3号認定用

※幼稚園や認定こども園(教育部分)を利用する場合は、1号認定用の様式をご利用下さい。

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書(2号・3号認定) 兼
 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業入所申込書

令和 4 年 12 月 10 日

三原市長(福祉事務所長) 様

保護者氏名 **三原 太郎**

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る支給認定を申請します。

なお、三原市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、その情報及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等の利用施設(事業者)に対して提示することに同意して署名します。

申請児童 (申請に係る 小学校就学前 子ども)	ふりがな 氏名	みはら いちろう 三原 一郎		保護者 との 続柄	子	生年 月日	平成 令和	4 年 5 月 15 日	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		障害者 手帳等 の有無	<input checked="" type="radio"/> 身体障害者手帳(1級) <input checked="" type="radio"/> 療育手帳(A) <input type="radio"/> 精神障害者保健福祉手帳() <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給資格有 <input type="checkbox"/> その他()					
保護者 住所・連絡先	住所	三原市三原一丁目1番1号 <input type="checkbox"/> 転入予定(令和 年 月 日)								
	連絡先	(0848) - (12) - (3456)			携帯(父)	(090) - (1234) - (4567)		携帯(母)	(090) - (4567) - (8901)	
住民登録について *入所する年を基準とします	前年1月1日時点	<input checked="" type="checkbox"/> 三原市 <input type="checkbox"/> その他()市区町村			本年1月1日時点	<input checked="" type="checkbox"/> 三原市 <input type="checkbox"/> その他()市区町村				

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 5 年 4 月 1 日から <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで	
支給認定番号 <small>(既に支給認定を受けている場合に記入して下さい)</small>	申請中 認定日 令和 年 月 日	
利用を希望する 施設(事業者)名	第1希望	<input checked="" type="radio"/> × 保育所 希望理由 自宅から近いため 施設の見学 <input checked="" type="radio"/> 済 <input type="radio"/> 未 *事業所番号
	第2希望	<input checked="" type="radio"/> △△ こども園 希望理由 母の勤務先から近いため 施設の見学 <input checked="" type="radio"/> 済 <input type="radio"/> 未 *事業所番号
	第3希望	<input type="checkbox"/> □□ 保育所 希望理由 祖父母の住宅から近いため 施設の見学 <input checked="" type="radio"/> 済 <input type="radio"/> 未 *事業所番号
希望する保育必要量※	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定 (おおむね11時間まで) ・ <input type="checkbox"/> 保育短時間認定 (おおむね8時間まで)	
延長保育について	<input checked="" type="radio"/> 要 19 時 00 分 まで) ・ <input type="radio"/> 不要	

※希望どおりにならない場合があります。

*印の欄は市記載欄ですので、記入する必要はありません。

②世帯の状況(祖父母を除く)

ふりがな 氏名	児童 との 続柄	同居 ・ 別居	生 年 月 日	性別	職業又は学校名等	前年度分 (当年度分)市 町村民税課税 の有無
みはら 太郎 三原 太郎 (123456781234)	父	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	大・昭 平・令 60 年 9 月 15 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
みはら はなこ 三原 花子 (123456712345)	母	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	大・昭 平・令 元 年 7 月 25 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	パート	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
みはら じろう 三原 二郎 (123456123456)	兄	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	大・昭 平・令 26 年 11 月 12 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	一丁目小学校	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
みはら ごろう 三原 吾郎 (123451234512)	叔父	<input checked="" type="radio"/> 同 <input type="radio"/> 別	大・昭 平・令 62 年 9 月 23 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	自営業	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
		同 別	大・昭 平・令 年 月 日	男・女		有・無
		同 別	大・昭 平・令 年 月 日	男・女		有・無
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし ・ <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)				

(裏面へつづく)

③祖父母の状況

祖父母の状況	氏名	児童との続柄	同居別居	住所	年齢	勤め先又は現在の状況
	三原 三郎	祖父	同別	三原市三原一丁目1番1号	70	達磨商会
	三原 月子	祖母	同別	同上	68	神明病院入院中
母方	五月 史郎	祖父	同別	三原市多古一丁目1番1号	67	神明工業
五月 星子	祖母	同別	同上	64	多古商事	

④保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする保護者等	児童との続柄	必要とする理由					
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 介護・看護等	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 介護・看護等	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動
	祖父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 介護・看護等	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動
祖母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input checked="" type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 介護・看護等	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動	
家庭の状況		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 左記以外の特別な事由()					
ひとり親家庭の場合		<input type="checkbox"/> 離婚または死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 別居(離婚を前提)					
児童扶養手当受給状況		<input type="checkbox"/> 受給中(申請中を含む) <input type="checkbox"/> 停止中 <input type="checkbox"/> 申請していない					
送迎について		【送】 <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()			【迎】 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input checked="" type="checkbox"/> その他(祖父)		
		【送】 <input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()			【迎】 <input type="checkbox"/> 車 <input checked="" type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()		
入所希望月に希望保育所へ入所できない場合		<input type="checkbox"/> 希望施設(事業者)を変更する <input checked="" type="checkbox"/> 希望施設(事業者)のみ希望し、来月以降継続の審査を希望する <input type="checkbox"/> 保護者又は親族等が保育する(保育する人 続柄) <input type="checkbox"/> 保護者の職場へ連れて行く <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する(令和 年 月 日まで延長) <input type="checkbox"/> その他()					
兄弟姉妹入所について *二人以上同時に申込みする場合		<input checked="" type="checkbox"/> 同じ保育所へ兄弟姉妹が同時入所可能な場合のみ入所希望 <input type="checkbox"/> 別々の保育所であっても、兄弟姉妹同時期に入所可能であれば入所希望 <input type="checkbox"/> 一人でも入所できれば入所希望 <input type="checkbox"/> その他()					

⑤児童の状況

現在の保育状況		<input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育している (父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 続柄) <input type="checkbox"/> 保護者が職場へ連れて行っている (父 母 続柄 週 日) <input type="checkbox"/> 保護者以外が保育している (保育している人 続柄 場所) <input type="checkbox"/> 一時預かりを利用している (施設名) <input type="checkbox"/> 幼稚園・認可外保育施設等を利用している (施設名 利用開始月 平成・令和 年 月)					
健康状態	アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 医師の診断 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 食物以外のアレルギー <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()					
	医療・発育・発達	<input checked="" type="checkbox"/> 受診・相談している <input type="checkbox"/> 病院等がある <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (病名・症状)					
	特別な配慮や支援の必要 具体的な内容	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → <input checked="" type="checkbox"/> 加配職員 <input type="checkbox"/> 医療的ケア					
宗教上、食べられない物 (対応できない施設もあります。)		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()					

【加配職員】

加配職員は、支援の必要なお子さんのために、通常の職員配置に加えた職員を配置することです。
園との入所調整にあたり、具体的な支援の内容についてお伺いすることがあります。

【医療的ケア】

日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為のうちの一部です。(吸痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射等)
看護師や研修を受けた保育士の配置や体制整備等必要となるため、受け入れが難しい場合があります。
園との入所調整にあたり、具体的な支援の内容についてお伺いすることがあります。また、集団保育が可能であるための条件等、主治医からの意見書等を提出いただく場合があります。

⑨ よくある質問

	質問	回答
入所申込みについて		
1	必ず入れる保育所はありますか？	施設に空きがない場合や、空き人数を超える申込みがあった場合は、入れない場合もあります。
2	申し込みは早い方が有利ですか？	先着順ではありませんので、毎月の期限内にお申し込みください。入所調整は期限内に申し込みをした人の中で、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から順に希望施設と調整し決定します。 また、年度後半にかけては受け入れ枠が減少していくため、希望の保育施設に入所できにくくなる傾向があります。
3	希望先は3つ書かなければいけませんか？	無理に埋める必要はありません。入所が決定した後キャンセルしないように、通う意思のある施設のみ記入してください。 また、「第一希望だけ書いた方が入所しやすい」「第一希望から第三希望に、すべて同じ園を書けば熱意が伝わり入所しやすい」ということはありません。
4	空き情報を知ることができますか？	5月以降の入所の空き情報は、市の児童保育課のホームページで随時公開しています。
5	施設の見学をしていなくても申し込みはできますか？	可能ですが、各施設によって保育内容や設備、諸費用などが異なりますので、事前の見学をお勧めします。 また、見学せずにお申込みされた場合、入所調整前に見学をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
6	就労証明書が提出日までに間に合いません。受付してもらえますか？	求職活動の申立書を記入し提出いただきます。就労証明書が届き次第提出してください。それまでは、求職要件での審査となります。
7	兄弟姉妹で同時に申し込むと入所しづらいですか？	施設の空き状況や全体の申込数によって変わりますが、一人だけの申込みに比べると、申し込む人数が多い分、入所しづらさがあるのは事実です。 申込書裏面の入所条件の兄弟入所希望の欄に必ずご記入ください。1人だけでも入所を希望した場合、未入所のお子さんがいっても就労を開始する必要がありますので、ご注意ください。
8	申し込みの結果、入所できなかった場合、毎月申込みをする必要がありますか？	必要ありません。申込みを取下げない限り、年度内は引き続き毎月の入所審査を行います。翌年度は、改めて申し込みが必要となります。 申込時の要件が変更になった場合や、入所の意思がなくなった場合は届け出てください。



	質問	回答
9	保留通知が届きました。仕事を始めなければなりません。他の預け先はありますか？	ご希望に添えず申し訳ございませんでした。引き続き年度内の入所調整を行います。入所できるまで、一時預かり・ファミリーサポートなどの利用を含め、家族・会社にご相談ください。希望以外の施設を検討される場合は、早めにご連絡ください。
10	認定こども園に1号認定で通っています。2号認定に切り替えたいのですが、どのような手続きが必要ですか？	改めて2号認定の入所手続きを行う必要があります。手続き方法は、新規の入所申込みと同じです。こども園利用変更届とともに提出してください。申込期間に、ご注意ください。切り替えは月単位です。
11	入所した後に、別の施設に転所することはできますか？	転所の申出をすることは可能です。転所希望月の入所申込みと同じ期間内に提出してください。ただし、転所希望先の施設の入所枠を超える申し込みがあった場合は、新規の申し込みをされた方を優先しますので、転所するのは難しいのが現状です。申し込みの際は、よく検討したうえで希望先を記入してください。また、転所が決定した場合、現在在籍している施設へもどることはできません。
保育料（利用者負担額）について		
1	保育料は、施設ごとに変わりますか？	変わりません。保護者の市町村民税所得割課税額によって決定します。ただし、保育料以外の費用は施設によって異なりますので、各施設でご確認ください。
2	去年育休だったのに保育料が高いのはなぜですか？	毎年4～8月分は前年度の市町村民税所得割課税額、9～3月は当年度の市町村民税所得割課税額に基づき保育料が決定されます。税は前年の所得に基づき決定されます。
利用期間について		
1	産前産後の要件で3か月間入所した後、自営業の補助としての就労要件や育休要件で引き続き入所できますか？	今回の入所は産前産後のみでお受けしています。産前産後以後も入所を希望される場合は、最初の申込み時にあらかじめ、就労要件での入所申込みも行ってください。産前産後要件のみで入所の場合、改めて就労要件での新規の申し込みを行ってください。新規の申し込みの方と一緒に審査となります。
2	保育施設に入所していますが、市外に引っ越すことになりました。引き続き現在の保育施設に入所しつづけることができますか？	広域入所の対象となるか、転出先の市町村におたずねください。転出先の市町村での申込みが必要です。現在の保育施設には、三原市に住民票のある月の月末までは入所いただけます。